

基幹統計調査の承認の状況

(令和6年10月分)

令和6年10月18日
総務省政策統括官(統計制度担当)

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
自動車輸送統計調査	国土交通大臣	令和7年1月分の調査から、以下のとおり、調査計画を変更 ○ 調査方法の変更 旅客営業用自動車(バス)調査について、国土交通省オンライン申請システムによる報告を廃止(政府統計共同利用システム(e-Survey)によるオンライン調査は継続)	R6.9.2
医療施設調査	厚生労働大臣	令和6年11月以降の公表から、以下のとおり、調査計画を変更 ○ 公表方法の変更 静態調査及び動態調査(年報)について、インターネットと印刷物により行っていた公表のうち、印刷物の作成を取りやめ	R6.9.10
患者調査	厚生労働大臣	令和6年12月以降の公表から、以下のとおり、調査計画を変更 ① 公表方法の変更 インターネットと印刷物により行っていた公表について、印刷物の作成を取りやめ ② 保存責任者の名称の変更 厚生労働省内の組織変更に伴う変更	R6.9.10

(注) 本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、統計法第9条第4項ただし書に規定する「軽微な事項」に該当するものとして、統計委員会の意見を聴かなかったものを整理している。